



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成24年7月1日
第222号

発行責任者 支部長 鈴木 朋 宏
編集責任者 副支部長 鈴木 勝
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



エアパークにて

口輪舞曲

【武士道】

武士は強くなければならぬ。
武士は自分から先に刀を抜いてはならぬ。
武士は弱きを助けなければならぬ。
武士は成したことを恩に着せてはならぬ。
武士は成した後、黙って立ち去らなければならぬ。
しかし、武士の立ち去った後には花の香りが残る。

(【武士道】新渡戸稲造)

シアトルの公園に、これを記した記念碑があるそうです。帝京大学の志方俊之教授は、先日行われた「大

丈夫か、日本の危機管理」と題した講演会の中で、この「武士」という言葉を「日本」に置き換え、日本の国家はこうあるべきではないと言われていいます。失われゆく日本の伝統精神を振り返ったとき、「武士道」こそが、日本人の精神的支柱であり、それを世界に広く紹介することが日本の生きていく道なのかもしれません。今こそもう一度「日本人とはなにか」を問い直す時期にきているのではないのでしょうか。

(岡部 豊生)

第54回定期総会開催される



第54回定期総会は5月18日（金）メルパルク NAGOYA に於いて、名古屋税理士会、昭和税務署、名古屋税理士協同組合、他関係諸団体の多数来賓のご臨席を得て盛大に開催されました。

会員総数 481 名（平成 24 年 5 月 7 日通知日現在）、うち出席者は 119 名、委任状による会員数 173 名、計 292 名で過半数の出席により、支部規約第 25 条にのっとり、定期総会は適法に成立しました。

岡部豊生副支部長の司会のもとで、鈴木博文副支部長の開会の辞によって始まり、平井睦会員が議長に指名され、議案審議に入りました。

議事録署名者には、上杉修平・橋部吉輝の両会員が議長に指名されました。



第1号議案 平成23年度事業報告、貸借対照表・正味財産増減計算書・財産目録及び収支計算書承認の件

第2号議案 平成24年度事業計画決定の件

第3号議案 平成24年度予算決定の件

第4号議案 支部規約の一部変更の件

以上第1号議案から第4号議案まで各担当副支部長より詳細な説明があり、慎重な協議の結果、全ての議案について会員の賛成多数で承認可決されました。



その後、総会にご臨席いただいた来賓を代表して、柴田仁史昭和税務署長、小川令持名古屋税理士会会長、大橋裕志名古屋税理士協同組合理事長（代理 永田乙之氏）、松下雉社団法人昭和法人会会長（代理 和田洋氏）の各氏により、それぞれ丁寧なご祝辞を賜りました。

最後に栗原光博副支部長の閉会の辞により総会が無事終了しました。

本総会終了後、会員及び来賓多数の参加を得て、前川君憲昭和青色申告会会長に乾杯のご発声を頂き、懇親会は盛大に開催されました。

特別研修会

(平成24年4月20日開催)

「改正消費税」

講師：税理士 齊藤 雅俊 氏



1. 95%ルール改正の経緯・目的とその影響

消費税は、事業者が課税売上を行った際に課税する。課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除した額を納付する仕組みになっています。この仕組みを、仕入税額控除といいます。

消費税法では、「課税売上に係る消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する」と規定しています。しかし、非課税売上に要する仕入の税額は控除できません。この原則を貫くと、事務負担が増大するため、仕入税額控除に関する95%ルールが制度化されました。95%ルールとは、その課税期間の課税売上割合が95%以上のときは、仕入税額全額の控除を認める制度です。

95%ルールを適用した事業者は、仕入税額控除の原則からすれば、本来控除できない非課税売上に要する仕入税額を控除することになります。その結果、益税が生ずることになります。

益税問題の是正と事業者の事務負担増加の影響の2つのバランスを考慮し、この制度が、その課税期間の課税売上高が5億円以下の事業者に限定されました。

この改正は、平成24年4月1日以降に開始する課税期間から適用されます。

95%ルールが適用できない場合の仕入控除税額の計算は、「個別対応方式」と「一括比例配分方式」

のいずれかの方式で仕入税額を計算します。

実務においては、控除対象仕入税額の計算は、事務負担の増加をできるだけ抑える工夫をしつつ、個別対応方式を採用すべきと思われます。

2. 正しい税額計算に不可欠な課税売上割合の計算

課税売上が5億円超の事業者にとって、改正後の課税売上割合は、納税額に直結する基準になります。正確な課税売上割合の計算が容易にできるよう、日々の会計処理段階での工夫が必要となります。

課税売上割合を計算するうえでは、次のようなことに注意が必要です。

- ①消費税の対象外取引は課税売上割合の計算には関係しない。
- ②輸出免税取引は、課税売上割合の計算式の分母分子に算入する。
- ③課税売上割合の端数処理。
- ④経費相殺している場合の課税売上高、非課税売上高。
- ⑤非課税取引である有価証券の譲渡収入の取扱
- ⑥法人税の税務調査と課税売上割合。

土地の譲渡が発生する場合は、課税売上割合に準ずる割合の適用を検討すべきです。個別対応方式を適用する場合には、税務署長の事前承認を要件に、課税売上割合に準ずる割合の使用が認められます。

経費の相殺処理はしないほうが、消費税の処理上はスムーズですが、相殺処理を続けるのであれば、課税売上割合の計算が正しくできるための対応が必要です。

3. 課税仕入れの3区分の仕方

個別対応方式を採用するには、課税期間中に行った個々の課税仕入れについて、次の3区分を明らかにすることが必要です。①課税売上にのみ要するもの②非課税売上にのみ要するもの③共通に要するもの

課税売上にのみ要するものは、消費税法基本通達11-2-12に、具体例が挙げられています。

いわゆる一般管理費についての記載はありません。つまり会社全体の運営や管理を行うために必要な課税仕入れは、共通に要する課税仕入れに該当することになります。

このことを前提にすると、非課税資産の譲渡等は預金利子しかない場合においても、課税期間における課税仕入れ等の全てを課税売上にのみ要するものとして区分できません。課税売上にのみ要するものとして特定されない事務費等の課税仕入れ等については、共通に要するものとして区分することとなります。

課税仕入れ等が一義的には共通に要するものに区分される場合であっても、生産実績その他の合理的な基準により、その課税仕入れ等を課税売上にのみ要するものと非課税売上にのみ要するものとに区分することが可能なものについて当該合理的な基準により区分している場合には、当該区分したところにより個別対応方式を適用できます。ここでいう区分可能なものとは、その合理性が検証可能な基準により機械的に区分することが可能な課税仕入れ等をいいます。

個別対応方式により仕入控除税額を計算する場合には、原則課税仕入れ等の用途区分は取引ごとに行う必要がありますが、課税仕入れ等の用途区分を事業部門ごと又は勘定科目ごとに行うことが認められます。事業部門ごとに業務内容が明確に区分されており、事業部門が課税売上のみを行う部門である場合には、課税仕入れ等について、個々の課税仕入れ等ごとに用途区分した結果と事業部門ごとに用途区分した結果は同じになると考えられるためです。このような考え方は、科目の集計を工夫することによって、明確な考え方により区分していることを主張できれば、勘定科目ごとに用途区分を行う場合も同様です。

3区分を明らかにする方法については、消費税法上限定されていません。帳簿にその用途区分を記載する、又は会計ソフトにその用途区分を入力するなど、会社が合理的な根拠に基づいて区分している限り、その区分方法が認められます。

以上が、課税仕入れの3区分のなかでの大きな論点になります。

(研修部 高瀬直子)

6月の支部研修

(平成24年6月7日開催)

「国際税務について」
～海外勤務者の源泉所得税を中心に～

講師：名古屋税理士会 名古屋税務研究所
研究員 都築 敏 会員



(1) 退職所得

非居住者に支給する退職金が1000万円、勤続年数20年、居住者としての勤続年数が18年としますと、 $1000 \text{万} \times 18 / 20 = 900 \text{万円}$ 、 $900 \text{万} \times 20\% = 180 \text{万円}$ の源泉税が徴収されます。

居住者であれば5万円のところ180万円源泉がとられ不平等ですから、退職所得の選択課税という制度があります。退職所得の選択課税用の申告用紙はなく、確定申告書Bに退職所得だけを記載して還付請求をします。

一般の退職所得の場合は、その支給の基因となった退職の日の時点で、居住者か非居住者か区分されます。退職した日に居住者であれば通常の計算がされ、非居住者であれば20%の源泉税がいったん徴収されます。

会社の役員等に支給される退職所得で、その支給について株主総会の決議を要するものについては、その役員の退職後その決議のあった日です。ただし、その決議が退職所得を支給することだけを定めただけで具体的な支給額を定めていない場合に

は、その金額が具体的に定められた日で判定します。役員昇格に伴う退職金の打切支給については、使用人から役員になった日で判断します。

(2) 役員報酬

内国法人の役員報酬については役員の勤務地にかかわらず、国内源泉所得として取り扱います。ただし、内国法人の使用人として海外支店等で常時勤務する場合と内国法人の役員が国外にあるその法人の子会社に常時勤務する場合で特定の場合が例外です。

たとえば内国法人の取締役兼ロンドン支店長のように、内国法人の役員が海外支店の支店長として常時その支店に勤務しているような場合、日本では課税しません。非居住者の国外源泉所得です。

内国法人の役員が国外にあるその法人の子会社に常時勤務する場合とは、支店の設置が困難であるなど、その子会社の設置が海外における現地の特殊事情に基づくものであって、その子会社の実態が内国法人の支店、出張所と異なるものであり、その役員の子会社における勤務が、内国法人の命令に基づくものであって、実態はその内国法人の使用人としての勤務であると認められる場合です。

ですから海外の子会社に出向命令が出た場合には、日本の役員を辞任してもらうことも考えておく必要があります。また、租税条約で例外もありますので、確認をして具体的に調べる必要があります。

(3) 出入国と給与の源泉税

給与の計算期間が3月20日から4月19日、出国の日が4月10日、給与の支給日が4月25日という場合、支給日に居住者か非居住者かという点だけでその前後は関係なく、この場合は支給日が非居住者になります。非居住者に対する国内源泉所得と国外源泉所得に按分して、国内源泉所得部分については20%の税率で課税されます。給与が100万円だとして、22日間日本にいたわけですから、 $100 \text{万円} \times 22 / 31 = \text{約} 71 \text{万円}$ が国内源泉所得の額で、20%の源泉税を納めます。

ただし、1か月以下の計算期間の場合は、日数

按分せず、すべてを国外源泉所得として取り扱う、という規定があります。計算の手間を省くための規定です。要件は、その給料が1か月以下の期間を計算期間とするものであること、その給料のうち一部分だけが国内源泉所得に該当するものであることです。源泉税はゼロになります。賞与は通常1か月以下ではなく、すべて日数按分することになります。

計算期間の全部が国内勤務で、計算期間の後に出国している場合は、丸々国内源泉所得になります。国内源泉所得でかつ支給日が非居住者ですので、非居住者の国内源泉所得ということで、 $100 \text{万円} \times 20\% = 20 \text{万円}$ が源泉税となります。

逆に、入国して非居住者から居住者になった場合、計算期間が3月20日から4月19日で、帰国の日が4月10日、給与の支給日が4月25日、この場合は支給日に居住者ですので、支払われる給与は、その全額が居住者給与として課税対象となります。その人が通常日本にいたのと同様に、源泉税を計算すればよいです。

(4) 公的年金等

国内法では、非居住者に対して支払う公的年金等は、居住者であった期間に行った勤務に基因するものに限らず、すべて課税されます。海外に住んでいたとしても課税します。ただこれが租税条約の取り扱いで、もちろんこれは租税条約を締結している国だけの話ですが、我が国の締結した租税条約はほとんどが退職年金条項を有し、居住地国のみで課税できることとされています。

(研修部 佐藤 大祐)



平成24年度行事予定表

| 担当区分 | | 月別 | | 24年4月 | 24年5月 | 24年6月 | 24年7月 | 24年8月 | 24年9月 |
|---------------------|----------------------|--|--------------------------------------|--|------------------------------|---------------------------------|---------------------------|-------|-------|
| 総務部 | 正副支部長会 | 13日(第2金曜日) 事務局 | 18日(第3金曜日) メルパルクNAGOYA | 7日(第1木曜日) 事務局 | 20日(第3金曜日) 事務局 | ○ 事務局 | 14日(第2金曜日) 事務局 | | |
| | 月例集会 (原則第2金曜日) | 13日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | 18日(第3金曜日) メルパルクNAGOYA | 7日(第1木曜日) 天白文化小劇場 | 20日(第3金曜日) ルブラ王山 | 休会 | 14日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | | |
| | 幹事会 | 20日(第3金曜日) メルパルクNAGOYA | | | | | | | |
| | その他 | | 18日(第3金曜日) 定期総会 メルパルクNAGOYA | | 20日(第3金曜日) 夏季懇話会 ルブラ王山 | | | | |
| 研修部 | 支部研修 | 13日(第2金曜日) 天白文化小劇場 20日(第3金曜日) メルパルクNAGOYA | | 7日(第1木曜日) 天白文化小劇場 | 20日(第3金曜日) ルブラ王山 | 11日(第2土曜日) 5支部合同研修 ウイंक愛知 | 14日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | | |
| 広報部 | 編集会議 | ○ 事務局 | | ○ 事務局 | | ○ 事務局 | | | |
| 税務支援対策部 | 税務相談所 | | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | | |
| | 運営委員会 及び 指導部長会 | 19日(第3木曜日) 無料相反省会 事務局 | | 26日(第4火曜日) 部長会 事務局 | | 10日(第2金曜日) 部長会 事務局 | | | |
| 厚生部 | | | | 9日(第2土曜日) 日帰り研修旅行 研修部共催 | | | | | |
| 会計部 | | 12日(第2木曜日) 会計監査 事務局 | | 会費請求 | | | | | |
| 制度部 | 検討部会 | | | ○ 事務局 | | | ○ 事務局 | | |
| 昭和支部電子申告 推進特別委員会 | 検討部会 | ○ 事務局 | ○ 事務局 | ○ 事務局 | ○ 事務局 | ○ 事務局 | ○ 事務局 | | |
| 税務連絡協議会他 | | 25日 青色申告会総会 | 15日 税務連絡協議会 23日 昭和法人会総会 | | 23日 税務連絡協議会 | | ○ 税務連絡協議会 親睦ボーリング大会 | | |
| 名古屋税理士会 | 総会・理事会 | | 17日 理事会 | 19日 総会・税理士制度 70周年式典 ウェスティンナゴヤキャッスル | | | 11日 理事会 | | |
| | 研修会等 | | | 登録時研修 4日・11日・13日 | 統一研修会 名古屋18日 岐阜19日 | | | | |
| | その他 | | | 15日 協組総代会 東急ホテル 8日 名税政定期大会 名鉄ニューグランドホテル | | | 13日 名古屋税理士会 ゴルフ大会 | | |

※あくまでも予定ですので変更する場合があります。

| 24年10月 | 24年11月 | 24年12月 | 25年1月 | 25年2月 | 25年3月 | 25年4月 | 25年5月 | 25年6月 |
|---------------------------------|--|------------------------------|------------------------------|----------------------|------------------|---------------------------|-----------------------------------|---|
| 12日(第2金曜日) 事務局 | 15日(第3木曜日) 事務局 | 14日(第2金曜日) 事務局 | 11日(第2金曜日) メルバルクNAGOYA | 8日(第2金曜日) 事務局 | ○ 事務局 | 12日(第2金曜日) 事務局 | 17日(第3金曜日) メルバルクNAGOYA | 7日(第1金曜日) 事務局 |
| 12日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | 15日(第3木曜日) 天白文化小劇場 | 14日(第2金曜日) 吹上ホール | 11日(第2金曜日) メルバルクNAGOYA | 8日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | 休 会 | 12日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | 17日(第3金曜日) メルバルクNAGOYA | 7日(第1金曜日) 天白文化小劇場 |
| | | 14日(第2金曜日) メルバルクNAGOYA | | | | 19日(第3金曜日) メルバルクNAGOYA | | 7日(第1金曜日) メルバルクNAGOYA |
| ○ 顧問参加会 未定 | | | | | | | 17日(第3金曜日) 定期総会 メルバルクNAGOYA | 3日(第1月曜日) 合同部会 ルブラ王山 |
| 12日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | 15日(第3木曜日) 天白文化小劇場 | 14日(第2金曜日) 吹上ホール | 11日(第2金曜日) メルバルクNAGOYA | 8日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | | 12日(第2金曜日) 天白文化小劇場 | | 7日(第1金曜日) 天白文化小劇場 |
| ○ 事務局 | 12日~18日 税を考える週間 | ○ 事務局 | | ○ 事務局 | | ○ 事務局 | | ○ 事務局 |
| ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 | | ○ 指導業務 事務局 | ○ 指導業務 事務局 |
| 9日(第2火曜日) 無料相打合 事務局 | 16日(第3金曜日) 無料相打合 事務局 | 5日(第1水曜日) 無料相割当・通知 事務局 | | | | ○ 無料相反省会 事務局 | ○ 部長会 事務局 | |
| 21日(日)~22日(月) 支部研修旅行 東京方面 | | | 11日(第2金曜日) 新年懇親会 メルバルク | | | | | |
| | | 会計中間報告 | 会計予算取りまとめ | | ○ 会計決算 事務局 | ○ 会計監査 事務局 | | 会費請求 |
| | ○ 事務局 | | | | | | | ○ 事務局 |
| ○ 事務局 | ○ 事務局 | | ○ 事務局 | | | ○ 事務局 | ○ 事務局 | ○ 事務局 |
| ○ 税務連絡協議会 | 18日 税務連絡協議会 税を考える週間 街頭PR・税務相談 | | ○ 税務連絡協議会 | | | | | |
| | | 18日 理事会 | | | | | 16日 理事会 | 19日 総会 ウエスティンゴキヤッスル |
| 統一研修会 名古屋10日 岐阜11日 | 登録時研修 12日・15日・16日 | | | | | | | |
| 2日 物故税理士会員を 偲ぶ会 | | | 18日 新年賀詞交歓会 | | | | | 13日 協組総代会 東急ホテル 14日 名税政定期大会 名鉄ニューグランドホテル |

new members



昭和18班

伊藤 学

このたび、昭和支部に入会いたしました、伊藤学と申します。税理士法人での勤務が、1年半と短い期間であったため、税理士業務の右も左もわからない若輩者でございます(とはいっても40過ぎのおじさんですが・・・)。諸先輩方を手本として、一步でも近づくことができるよう努めてまいりたいと思います。

税理士法人での勤務時には、ファンドに係る会計・税務をメインとしたアドミニストレーション業務(東京ではファンドのアドミニストレーション業務に特化した税理士法人がいくつかあり、そのうちのひとつで修行させていただきました。)やファンドスキーム組成のお手伝いをしておりました。動くお金が多額(数十億円から数百億円になることもあります。)であるため、一見すると派手な仕事ですが、本当は結構地味な仕事です。当初は、もう少し東京で頑張る予定だったのですが、ホームシックに悩まされ(!?)名古屋に戻り仕切り直す事とした次第です。

名古屋に戻ってからは、プライベートはほとんどなく、週末も忙しく働いております、と言いたいところですが、週末はもうすぐ6歳になる双子の息子と娘のしもべとなり、子育てに忙しく過しております。週末には少しでもスキルをアップすべく、税法や周辺知識を勉強したいのですが・・・。

多くのクライアントに頼りにされる税理士となり、微力ではありますが、名古屋税理士会や昭和支部の発展に貢献することが今の目標です。今後とも皆様のご指導を賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。



瑞穂8班

子安 克典

昭和支部の会員の皆様、はじめまして。

熱田支部より異動して参りました子安克典と申します。瑞穂区の陽明町で開業しております。私は、生まれは岐阜県瑞穂市というところで、長良川のほとりの水の綺麗な町です。自動車関係に就職して、それなりに楽しく充実しておりましたが、やはりサラリーマン生活には限界を感じまして、一念発起し税理士を目指しました。妻の支えもあって何とか五科目の合格ができたのは、30歳過ぎであります。税理士法人時代には、仲間の助けもあって、おかげさまで忙しい毎日を過ごすことができました。そして40歳を前に、いよいよ独立開業をすることができました。これからの時代は、政府では税と社会保障の一体改革が叫ばれ、消費税の増税、そして相続税の抜本改革など、納税者の「税」に対する関心が高まる時代の中、私たち税理士の責任は、正しい申告のための書類を作成するという範囲にとどまらず、「税」そのものの在り方や制度の背景などを納税者の方へ伝えていくところまで広がってきていると感じております。

そんな時代にマッチした新しい税理士事務所を創造する夢を描いております。市民の皆様が一番近くにいる税の専門家として、日々努力し、社会のために貢献していきたいと考えております。昭和支部の皆様は、会員同士の仲がよく支部活動も活気があるという印象です。どうぞ今後ともご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

new members



東郷1班

近藤 浩二

昭和支部の皆様、はじめまして。このたび昭和支部に入会致しました近藤浩二と申します。

私の略歴は、大学の工学部にて「カーボン繊維とガラス繊維の複合繊維強化プラスチックの研究」というテーマで卒論の単位を頂きまして、その後自動車用化成品メーカーで「自動車用構造・防錆接着剤」の開発研究員として働き始めました。途中、出向社員として大手自動車メーカーで接着剤塗布ロボットの動作プログラミングを行っていた時期もありました。

税理士業と言う職業の存在を知ったのは20代も後半になった頃で、当時は普通預金と当座預金の違いもわからない程でした。今振り返れば、そんな世間知らずがそれまでよく無事でいられたものだと思えてしまいますが、経理や税務とはまったく関わらない生活を送っていました。

その後、縁あって名古屋駅方面で事務所を構えている先生のお世話になりながら実務と資格の勉強を始めました。簿記3級から始めて最初の簿記論に合格したのは30代になってからでした。この業界に入ったのが遅いわりには脱線の多い受験生でしたので専門学校にも多大な貢献をしてきましたが、諦めの悪い性格が役に立ったのか、このたび昭和支部に入会するに至ったわけです。

以上の様に少し回り道をしてきましたので新人税理士と言うには既に躰立っている私ではございますが、気持は若く保って頑張っていきたいと思っております。

皆様、よろしくお願ひ致します。



長久手1班

神保 佳奈

昭和支部の皆様はじめまして、平成24年4月に昭和支部に新規入会致しました神保佳奈と申します。

昭和支部に入会する前は、東京税理士会麻布支部にて補助税理士として登録をしており、赤坂にある事務所にて約5年間務めておりました。

東京で勤めていた時には、税理士になる前のイメージとは違い、不況などで売上が落ち込み債務に悩むクライアントの相談等を受ける機会が多くあり、税務だけでなく、幅広い知識、経験が必要とされることに強い衝撃を覚えました。

しかしながら、そういったクライアントについても深く付き合い、一緒に問題を解決していくことで信頼関係が生まれ、また、人としてもクライアントに育てて頂いているということを実感出来、非常に有意義な時間を過ごすことが出来ました。

税理士は、税務の申告でだけではなく、色々な資産の運用相談など各個人それぞれの相談ごとに対応しなければならず、頭を悩ますことが多くありますが、ひとつひとつ丁寧に対応することで、問題が解決した際には、大きな喜びをクライアントと共有し合えることに大きなやりがいがあるように思います。

税理士としても人としても、まだまだ未熟で、経験、知識ともに勉強不足ではありますが、自分の仕事で、多くのクライアントに喜んで頂けるよう頑張っていきたいと思っております。

未熟者ではありますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒よろしくお願ひいたします。

支部日帰り研修旅行

浜松エアーパークと 初夏の大井川鉄道SLの旅の思い出

6月9日(土曜日)支部日帰りバス研修旅行に参加しました。観光バス2台で、80名近い人数でした。前日からの雨で、天気がとても心配でしたが、集合場所では傘も必要なく楽しい一日の始まりでした。

バスに乗ると、お菓子和飲物をいただきました。運転手さん、バスガイドさんの紹介のあとクイズ大会がはじまりました。大人も子どもも楽しめて、盛り上がっているうちにエアーパークに到着しました。

エアーパークでは、航空自衛隊の戦闘機や装備品の展示物、シュミレーターや映像シアターをみました。なかでも一番よかったのは、フライトスーツ体験試着で、実際にヘルメットまで装備して操縦席に座ってみると、パイロット気分を満喫できました。ヘルメットはとても重くて、周りの音が聞きづらくて、防音効果があるのだなあと感じました。フライトスーツを着た私たちは整備士にしか見えないと言われましたが。普段出来ない経験ができてとても勉強になりました。



そしてつま恋までのバスの中も、ジャンケン大会など引き続き楽しい企画が盛りだくさんで、いよいよバーベキューです。バスガイドさんから、食事時間が短いことをきいて、少し心配になりました。しかし、意外としっかり食べられてお腹いっぱいになって美味しかったです。

今回の旅で一番楽しみしていたのは、大井川鉄道SLです。

乗車駅まで川沿いにそって細い道をどんどん上流

に向かっていきます。途中、新緑の木々、きれいな川の流れ、吊り橋、お茶畑、すべてがとても新鮮に映り心が癒されました。

次は、千頭～新金谷までのSLです。煙がもくもくと煙突から出ています。昔、子どもがトーマスを好きだったのを思い出しながらSLに乗り込みました。昔の電車で、昔のにおいがしました。小さいころから身近で、なじんでいた瀬戸電を思い出しました。まるで、タイムスリップしたようです。煙のにおいの記憶はありませんが、懐かしい気持ちがありました。電車から見る外の景色も、風景画のようでした。いつもと違う、のんびりとした時間がながれていました。

車内で、売り子さんのおみやげの販売があり車輪の形をしたおまんじゅうを買って食べました。あんこが多くて甘くておいしかったです。

また、もう一度行きたいです。今度は吊り橋から、SLの走っているところを、見たいと思います。

帰りは、新東名を走りました。DVDをみたりビンゴをしたり、少し仮眠をしたりして過ごしました。



途中浜松のサービスエリアで休憩しました。すごく、きれいで、人もたくさんいてびっくりしました。おみやげも完売しているものが多かったのですが、三ヶ日みかんパンを買うことが出来ました。

折りたたみ傘を使うことなく、天気に恵まれて、本当に充実した一日を過ごすことが出来ました。

(厚生部 鷺田 智砂)

ソフトボール同好会だより

成田 芳一

私が所属するソフトボール同好会は、毎年5月頃から10月頃にかけて月に1～2回ほど活動しています。毎年秋には名古屋税理士会支部対抗のソフトボール大会があり、この大会へ向けて毎回練習を行っております。

我が昭和支部のソフトボール同好会はとても熱心に活動しており、その熱心さからなのか、また強さからなのか、はたまた部員の多さからなのか、一昨年から2チームの出場が許されています。我がソフトボール同好会が熱心であるという噂は最近税理士会を超え、ついには司法書士会のソフトボール同好会から練習試合の申し出があったほどです。我が同好会の力の入れようは名古屋税理士会の枠を超え、今や愛知県の土業の中でも有名になっているようです???

さて力を入れているといってもそこは同好会、普段の活動はわきあいあいそのものです。キャッチボール、バッティング練習を行った後、紅白戦を行って締めるといった流れで練習をしています。時間は夕方6時半頃から9時頃までで、場所は天白区の原中学校のグラウンドを借りています。また時には他支部と練習試合も行ったりしています。仕事上なかなか体を動かす機会がない我々にとっては、日頃の運動不足解消、ストレス発散のいい機会です。年齢層も幅広く、私自身普段なかなか話をする機会がない会員の方ともソフトボールを通じて、親睦を深めさせてもらっています。

今年の秋には恒例の名古屋税理士会ソフトボール大会が行われます。去年は雨で中止となっ

てしまいましたので、今年は2年分の力を爆発させたいと思います。我がチームは剛速球を誇るエースと、どこからでも点が取れるマシンガン打線（古い言葉ですみません）が特徴で、毎年優勝候補に挙げられています。目標は昭和支部AチームとBチームで決勝戦を行うことですが、全員けがなく楽しくソフトボールを行うことが大切であると思っています。

また我がソフトボール同好会では、常時メンバーを募集しています。経験の有無、性別は問いませんので、楽しくソフトボールを行いたい方、他の会員と交流を深めたい方、運動不足を解消されたい方の入会をお待ちしております。



同好会ミニ情報

《ゴルフ》

昭税ゴルフ同好会 会長
土屋 真人

新緑の季節となり、ゴルフをプレーしていてもスコアは別として、大変気持ちの良いものです。時には子兎や子猿が飛び跳ねるのを見るのも一興かと。

本年1月より和合、桑名、三好とプロとトーナメントが行われる程の素晴らしいコースで同好会は開催しております。8月は、一泊旅行でゴルフに出かけます。昨年は、トーナメントの後の琵琶湖カントリーでプレーをし、京都で美味しい食事をしました。本年は、鳥羽か伊良湖方面を予定しておりますので、是非ご参加を。

ところで、桑名カントリーのキャディさんによると、このミドルホールで1打で入れたアルバトロスを達成した人がいるとのこと。我々では1打後90～150ヤード残りますが、そんな距離を1打で入れてしまうとは…世の中すごい人があるものだと感心しました。しかし、まだすごい人が… 81歳でエージシュートが61回というゴルフの茶飲友達がいます。さらに、エージシュートを93歳で335回のNさん、83歳で348回のHさんがいらっしゃいます。ゴルフで長生きしましょう！

《ボウリング》

昭和ボウリング同好会 会長
平井 睦

毎月、月例会と練習会、プロ指導会の3回を実施しています。

5月には定時総会記念として「プロチャレンジ」をやってみました。ハンディ付ですがネットでプロに勝ったら賞品あるよということで4ゲームトータルでプロと一緒に投げてガチンコ勝負をしました。さすがとか4ゲームトータルでは誰もプロには勝てなかったのですが、なんと、1ゲームだけ加藤清和会員がグロスで（ハンディなしで）プロに勝ってしまったのです！プロ191に対し211という快挙でした。しばらくは語り草になるでしょう。

そんな風楽しく同好会活動をしています。

同封別紙でご案内の「暑気払いオープン大会」への多くの会員のご参加お待ちしております。

【5月の月例集会】

平成24年5月18日(金) 午後5時より

メルパルクNAGOYA

(支部より連絡事項)

会計部：支部会費の請求について

研修部：今後の研修について

厚生部：日帰り支部研修旅行について

総務部：今後の予定について

【6月の月例集会について】

平成24年6月7日(木) 午後1時30分より

名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 平成24年分予定納税通知書の送付について
2. 電子申告で申告書を提出した者への照会について
3. 相続税における書面添付について
4. 源泉所得税事務集中処理センター室における納付指導について
5. 基本的な税務手続きに係る指導等について

(支部より連絡事項)

会計部：支部会費の請求について

研修部：今後の研修について

厚生部：日帰り支部研修旅行について

総務部：今後の予定について

《支部よりお知らせ》

■夏季懇話会のお知らせ

平成24年7月20日(金) ルブラ王山

午後5時30分より(月例集会終了後)

■支部事務局夏期休暇

平成24年8月11日(土)から15日(水)まで

■支部研修旅行のお知らせ

平成24年10月21日(日)・22日(月)

東京方面 別紙参照

【編集後記】

忙しかった5月も終わり、ほっと一息つけるかと思いきやなかなかそうもいきません。あれやこれやとやることは目白押し・・・。

そんな中での楽しみは、子供の運動会。運動会と言えば、昔は秋に行われるというのが定番でしたが、最近の小学校では5月末から6月にかけて行う学校が多いようです。新学期早々に行われるためか、自分が小学校の時に比べると種目が減っています。種目が減ったとしても子どもたちにとっては、運動会は一大イベントです。うちの子は、「徒競走で一番になるんだ。」と今から張り切っています。

さて、うちの子は徒競走で一番になれたのでしょうか・・・。この号が出るころには結果は出ています・・・。

(赤堀 智信)